

# 最近の通関行政を巡る状況について

平成26年3月  
関税局業務課長  
高見 博



# 本日の講演内容

1. 税関を巡る最近の状況
2. 貿易円滑化への取組み
3. EPAの進展と輸出者支援

# 1. 税関を巡る最近の状況

# 社会悪物品の密輸摘発

- ▶ 不正薬物の押収量が9年ぶりに1トンを上回る深刻な状況、覚醒剤の密輸入押収量は大幅に増加
- ▶ 覚醒剤の国内押収量全体に占める密輸押収量の割合は9割以上
- ▶ 航空機旅客による覚醒剤押収量が過去最高(4年連続200kg超)

## 主な不正薬物の摘発実績

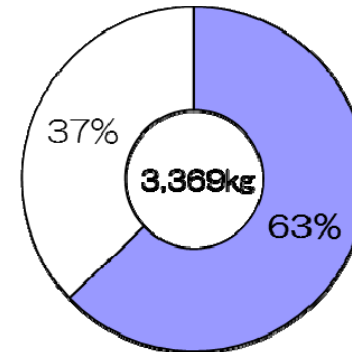
| 種類    | 年  | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 前年比   |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |    |       |       |       |       |       |       |
| 覚醒剤   | 件  | 164   | 152   | 185   | 141   | 154   | 109%  |
|       | kg | 333   | 322   | 402   | 482   | 859   | 178%  |
| 大麻    | 件  | 111   | 59    | 71    | 82    | 66    | 80%   |
|       | kg | 52    | 27    | 57    | 132   | 13    | 10%   |
| あへん   | 件  | 4     | 2     | 2     | -     | 1     | 全増    |
|       | kg | 3     | 3     | 4     | -     | 0     | 全増    |
| 麻薬    | 件  | 93    | 50    | 37    | 46    | 128   | 278%  |
|       | kg | 15    | 11    | 44    | 11    | 135   | 12.4倍 |
|       | 千錠 | 83    | 16    | 5     | 4     | 17    | 429%  |
| ヘロイン  | 件  | 4     | 4     | 6     | 3     | 3     | 100%  |
|       | kg | 1     | 1     | 3     | 1     | 4     | 367%  |
| コカイン  | 件  | 10    | 11    | 9     | 7     | 10    | 143%  |
|       | kg | 13    | 6     | 38    | 9     | 127   | 13.5倍 |
| MDMA等 | 件  | 4     | 2     | 4     | 5     | 6     | 120%  |
|       | kg | 0     | -     | 2     | 0     | 3     | 13.8倍 |
|       | 千錠 | 31    | 0     | 0     | 0     | 0     | 111%  |
| 向精神薬  | 件  | 30    | 33    | 31    | 39    | 33    | 85%   |
|       | kg | -     | 1     | 2     | -     | 0     | 全増    |
|       | 千錠 | 10    | 14    | 13    | 12    | 10    | 81%   |
| 合計    | 件  | 402   | 296   | 326   | 308   | 382   | 124%  |
|       | kg | 403   | 364   | 509   | 626   | 1,007 | 161%  |
|       | 千錠 | 93    | 30    | 18    | 16    | 27    | 166%  |

- (注)1.税関が摘発した密輸入事犯に係る押収量その他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。  
 2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。  
 3.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。  
 4.数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

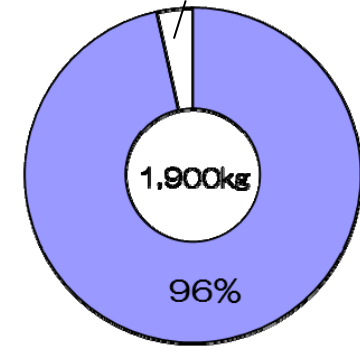
## 国内押収量全体に占める密輸押収量の割合

(平成20~24年累計)

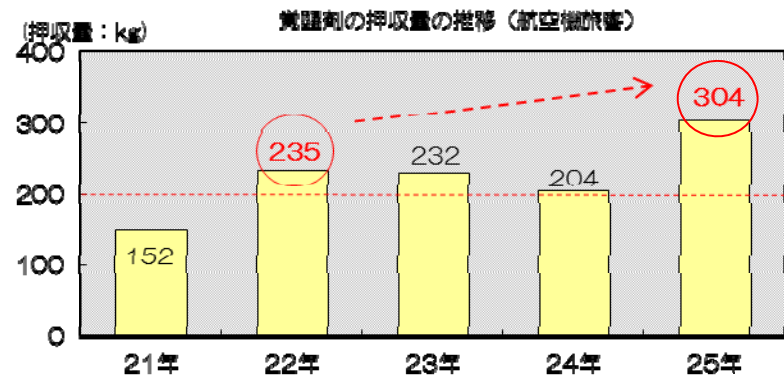
全体(覚醒剤、大麻、麻薬類)



覚醒剤



- (注)1 密輸押収量には、税関が摘発した密輸事件に係る押収量その他、警察等他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。  
 2 警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁(内閣府集計)調べ



# 不正薬物密輸入事犯の具体的事例

## 製粉機の内部に隠匿 <海上貨物>

平成25年3月、横浜税関は、メキシコから到着した海上コンテナ貨物の検査において、製粉機のローラー内部に隠匿されていた**覚醒剤 約240kg**を発見、摘発した。



## 模造鉄鉱石の内部に隠匿 <海上貨物>

平成25年5月、神戸税関は、メキシコから到着した海上コンテナ貨物の検査において、模造鉄鉱石様のものの一部に隠匿されていた**覚醒剤 約194kg**を発見、摘発した。



## 衣類等に浸み込ませて隠匿 <国際郵便物>

平成25年4月、名古屋税関は、ブラジルから到着した国際スピード郵便物及び国際小包の検査において、衣類等に浸み込ませて隠匿されていた**コカイン 約2kg**を発見、摘発した。



## 糸巻に隠匿 <航空機旅客>

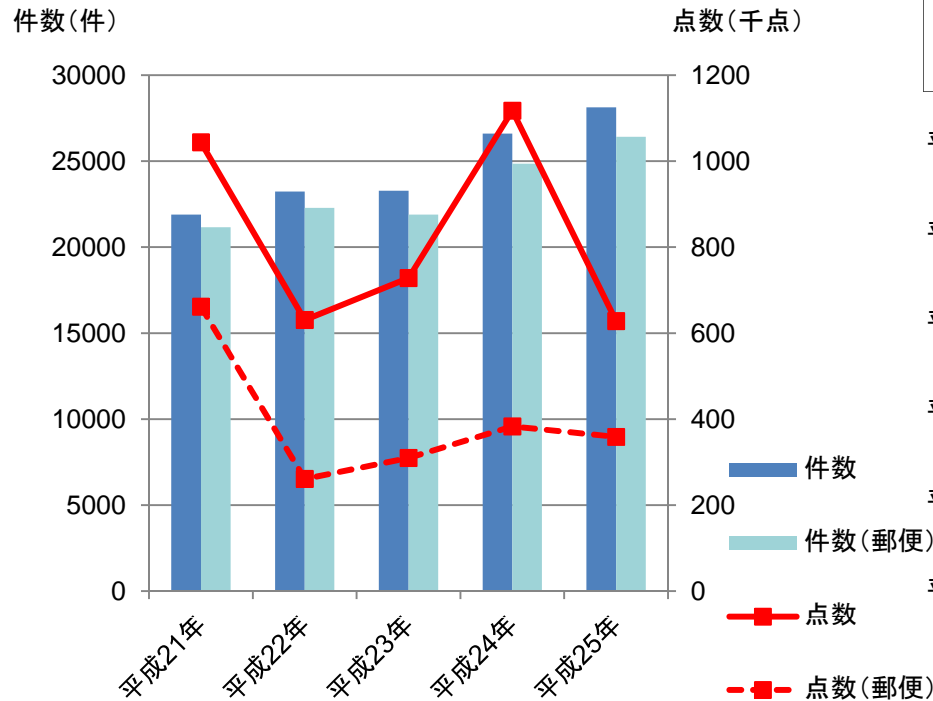
平成25年7月、東京税関は、インドから成田国際空港へ到着した台湾人男性の携帯品検査において、スーツケース内に収納していた糸巻を細工して隠匿していた**覚醒剤 約9kg**を発見、摘発した。



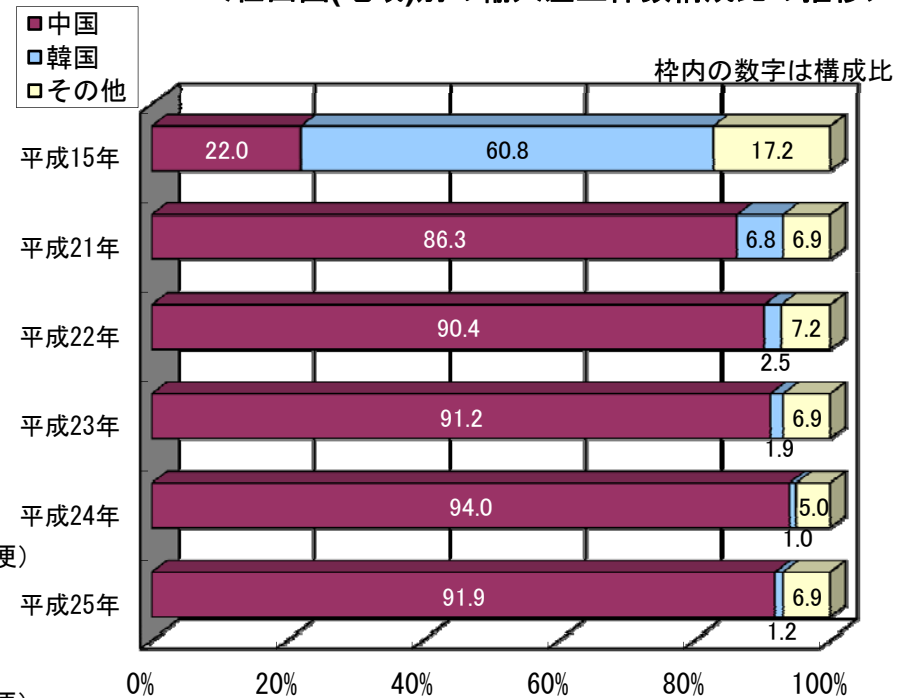
# 知的財産侵害物品に係る状況

- 知的財産侵害物品の輸入差止実績は高水準で推移。件数は28,135件、点数は628,187点。
- 近年、中国来貨物の一極化傾向が顕著。構成比は引き続き90%を超過。
- 輸送手段としては、郵便の占める件数の割合が大半。

＜知的財産侵害物品の輸入差止実績＞



＜仕出国(地域)別の輸入差止件数構成比の推移＞



(参考) 知的財産侵害物品

特許権(発明)、実用新案権(考案)、意匠権(形状等のデザイン)、商標権(ブランドのロゴマーク等)、著作権・著作隣接権(映画、音楽等)、育成者権(植物品種)、回路配置利用権(回路素子と導線のレイアウト)を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品(形態模倣品等)

## 税関で輸入を差し止めた侵害品の例

- スマートフォンケース、DVD、文具などの差し止めが増加
- 消費者の健康や安全を脅かす危険性のある物品も散見される。

平成25年に輸入差止点数が増加した物品



スマートフォンケース  
(商標権)



DVD(商標権・著作権)



油性マジック(商標権)

健康や安全を脅かす危険性がある物品



子守帯(商標権)



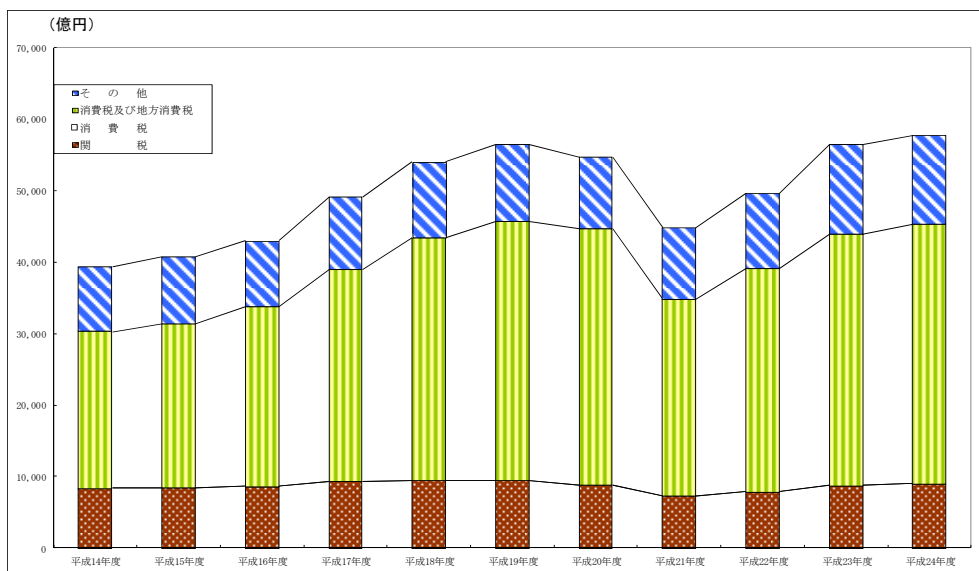
バッテリー(商標権)



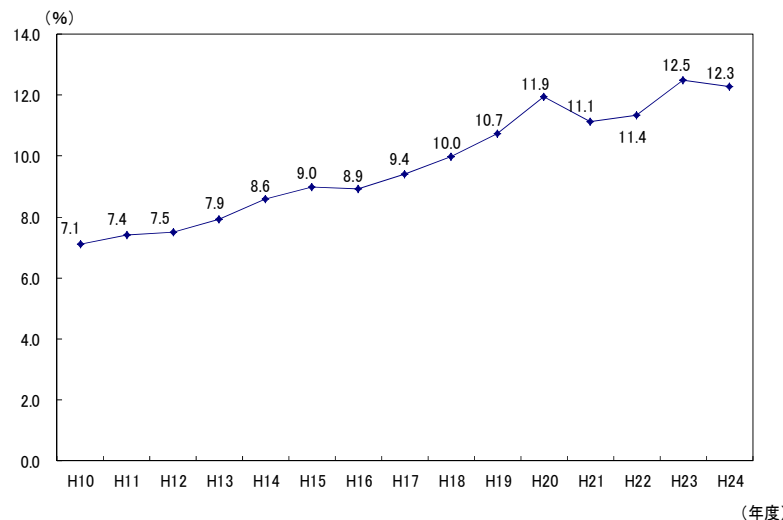
医薬品(商標権)

# 税関における収納額等の推移

- 平成24年度の税関における収納額は、約5.8兆円であり、前年度より増加（前年度比2.4%増）。
- 内訳は、消費税及び地方消費税（3.6兆円）、その他内国消費税（1.3兆円）、関税（0.9兆円）等。
- 税関における収納額は、租税及び印紙収入額（国税）の約1割に相当し、国の重要な徴収機関。
- 消費税率の引き上げにより、税関における収納額は今後さらに増加する可能性。



【租税及び印紙収入(国税)に対する割合の推移】



(単位: 億円、%)

|                   | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| <b>関 税</b>        | 8,351  | 8,450  | 8,618  | 9,303  | 9,473  | 9,410  | 8,831  | 7,319  | 7,859  | 8,742  | 8,972  |
| 対前年度比(%)          | -      | 1.2    | 2.0    | 7.9    | 1.8    | ▲0.7   | ▲6.2   | ▲17.1  | 7.4    | 11.2   | 2.6    |
| <b>とん税及び特別とん税</b> | 196    | 198    | 203    | 205    | 209    | 217    | 212    | 199    | 214    | 218    | 221    |
| 対前年度比(%)          | -      | 1.0    | 2.5    | 1.0    | 2.0    | 3.8    | ▲2.3   | ▲6.1   | 7.5    | 1.9    | 1.4    |
| <b>消費税及び地方消費税</b> | 21,982 | 22,976 | 25,198 | 29,693 | 33,989 | 36,375 | 35,836 | 27,560 | 31,224 | 35,226 | 36,320 |
| 対前年度比(%)          | -      | 4.5    | 9.7    | 17.8   | 14.5   | 7.0    | ▲1.5   | ▲23.1  | 13.3   | 12.8   | 3.1    |
| <b>その他内国消費税</b>   | 8,832  | 9,169  | 8,979  | 9,946  | 10,364 | 10,465 | 9,888  | 9,721  | 10,337 | 12,278 | 12,303 |
| 対前年度比(%)          | -      | 3.8    | ▲2.1   | 10.8   | 4.2    | 1.0    | ▲5.5   | ▲1.7   | 6.3    | 18.8   | 0.2    |
| <b>合 計</b>        | 39,361 | 40,793 | 42,998 | 49,147 | 54,036 | 56,467 | 54,768 | 44,800 | 49,634 | 56,465 | 57,816 |
| 国税収入比(%)          | 8.6    | 9.0    | 8.9    | 9.4    | 10.0   | 10.7   | 11.9   | 11.1   | 11.4   | 12.5   | 12.3   |
| 対前年度比(%)          | -      | 3.6    | 5.4    | 14.3   | 9.9    | 4.5    | ▲3.0   | ▲18.2  | 10.8   | 13.8   | 2.4    |

※その他内国消費税は、酒税・たばこ税及びたばこ特別税・石油石炭税等。



## 据置担保の対象拡大について

- 輸入品に係る関税・消費税は、原則として、輸入の都度、納付する必要があるが、輸入者が税関に担保を提供した場合は、輸入の日から3か月を限度に関税・消費税の納期限の延長を認められる(延納制度)。
- 延納制度の利用の円滑化を図るため、輸入者の金銭的な負担の少ない物品である不動産等を据置担保の種類として追加(据置担保の対象拡大)することとした。
- 3月12日から、税関ホームページ等にリーフレットを掲載。

### 【参考】 税関に提供される据置担保の種類(対象の拡大案)

#### ■ 現状(平成26年3月)

|             |               |        |    |
|-------------|---------------|--------|----|
| 国債及び<br>地方債 | 社債その他<br>有価証券 | 保証人の保証 | 金銭 |
|-------------|---------------|--------|----|

注:「据置担保」一定期間に行われる複数の輸入(納税)申告に係る納期限の延長について使用可能な担保。

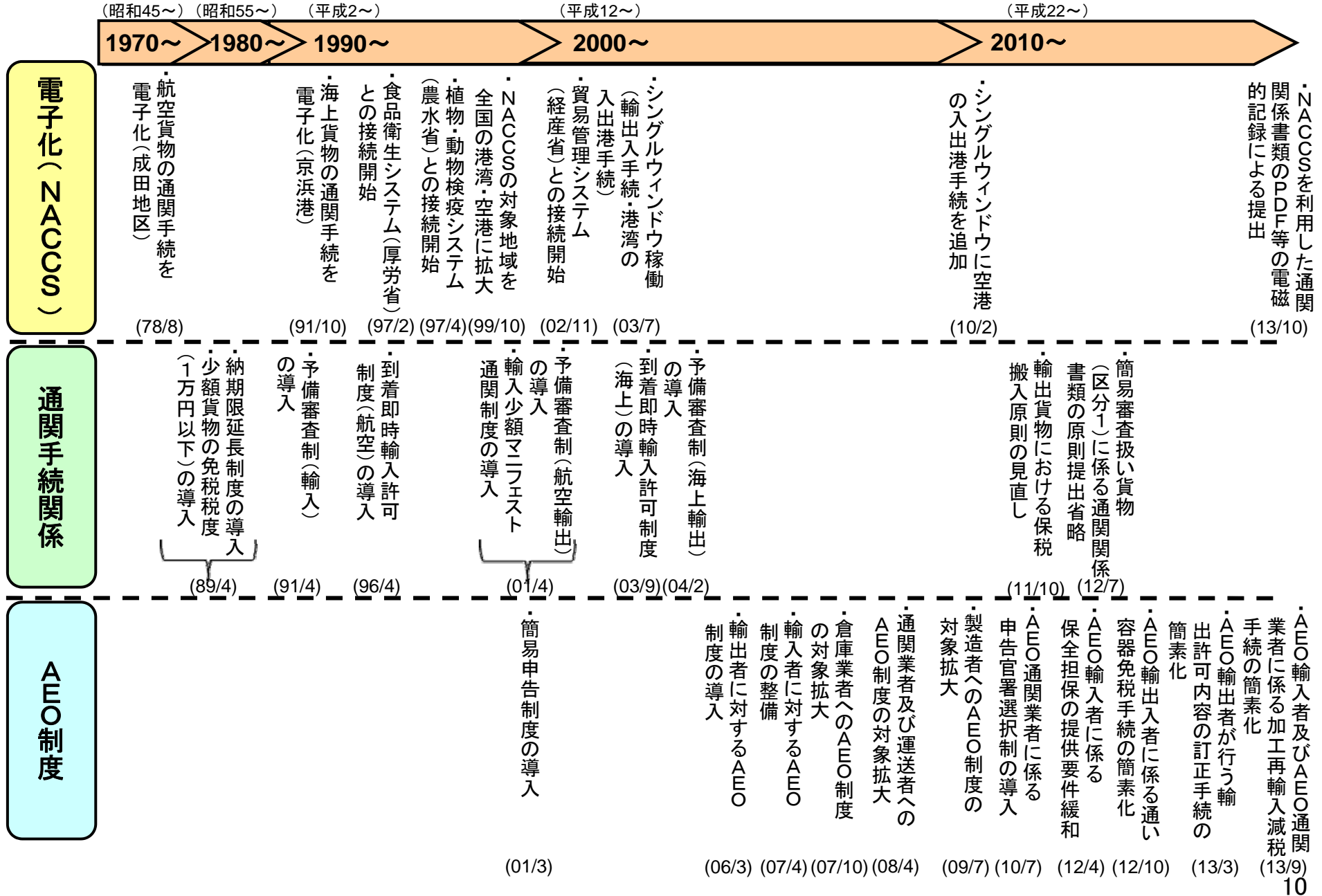


#### ■ 対象の拡大案(平成26年4月以降)

|             |               |        |    |    |               |       |
|-------------|---------------|--------|----|----|---------------|-------|
| 国債及び<br>地方債 | 社債その他<br>有価証券 | 保証人の保証 | 金銭 | 土地 | 建物、立木、<br>船舶等 | 工場財団等 |
|-------------|---------------|--------|----|----|---------------|-------|

## 2. 貿易円滑化への取組み

# 「貿易円滑化」のための制度・手続の改善



# AEO制度に係る状況



## (1) 我が国の認定事業者(AEO: Authorized Economic Operator)制度

(米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて)  
国際物流におけるセキュリティ対策の強化の必要性

背景

国際競争力向上等のため  
税関手続簡素化等の物流円滑化の推進の必要性

財務省・税関は民間事業者とのパートナーシップの構築により、国際物流における一層のセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、あわせて我が国の国際競争力を強化するため、国際標準に則ったAEO制度を平成18年3月に導入

### AEO制度とは？

1. AEO制度へ参加する事業者は、自社が関与する物流において
  - ①税関手続等に関する法令を遵守すること(コンプライアンス遵守)
  - ②取扱貨物の安全を確保していること(セキュリティ管理)
 を税関と共にあらかじめ確認(※1)

#### ※1 AEO制度が求める具体的要件例

- 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
- 内部監査
- 委託先管理
- 税関との連絡体制、社内連絡体制
- 教育・訓練の体制

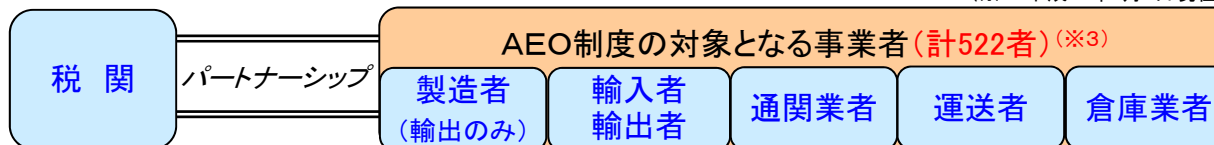
AEO事業者が取り扱う貨物には、「盗難・すり替え・差し込み」がされない体制整備が必要

2. 税関はAEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供(※2)

#### ※2 AEO事業者に対する緩和措置例

- 輸入手続: 貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能
- 輸出手続: 貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能
- 保税運送手続: 運送ごとの保税運送承認が不要
- 倉庫等に外国貨物を保管するために必要な税関の許可が不要(税関への届出のみ)
- 税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除
- 通関業者は、特定の税関官署の管轄区域内に蔵置されている貨物について、予め選択した税関官署に輸出入申告を行うことが可能

(※3: 平成26年3月1日現在)

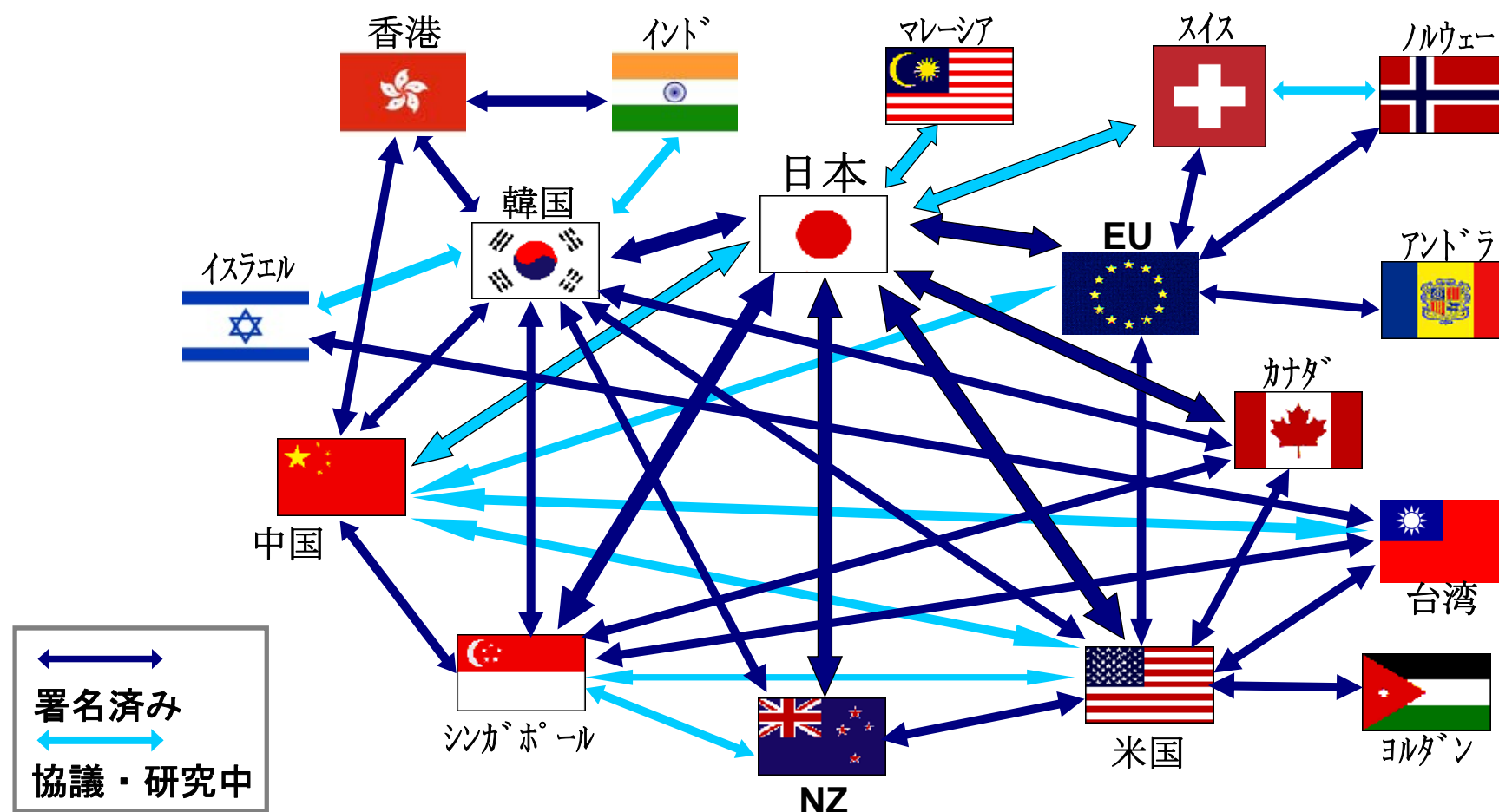


税関



## (2) 我が国のAEO相互承認の現状

- ✓ 相手国のAEO制度を相互に承認し、二国間の安全かつ円滑な物流を目指すAEO相互承認に向けた取組みを推進。
- ✓ 現在、我が国は米国、EUを含む6組の相互承認に署名。(2008年5月にニュージーランド、2009年6月に米国、2010年6月にEU・カナダ、2011年5月に韓国、2011年6月にシンガポールと署名。)
- ✓ アジア諸国を中心に諸外国と制度の研究・構築支援を実施。



# 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組み

## 平成25年9月までの状況

- 年々増大する輸出入申告を適正かつ迅速に処理するため、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS: Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)の導入・地域拡大を行い、現在、輸出入申告の約98%を電子的に処理。
- 一方、輸出入申告に際して、税関に通関関係書類を提出する必要がある場合は、書面(紙)により提出。

## 目 標

- **通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進**  
⇒通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- **NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流情報プラットフォームとしての機能強化**  
⇒民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携

## 最近の取組み

- **通関関係書類の簡素化**  
【これまでの取組み(平成24年7月実施)】  
➢簡易審査扱い(区分1)とされる輸出入申告の通関関係書類を原則として提出省略
- **NACCSの「電子インボイス業務」の利用促進**  
⇒企業・関係業界等へのセールス  
⇒電子インボイス業務の改善(桁数・欄数の増加等)  
【これまでの取組み(平成24年10月実施)】  
➢電子インボイス業務の入力項目について、NACCSのプログラム変更により、入力可能な品名の桁数(100→200)及び欄数(200→800)を拡大
- **NACCSを利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出**  
【これまでの取組み(平成25年10月13日実施)】  
➢通関関係書類の電磁的記録による提出

## 平成29年度(2017年度)の

## 次期NACCS等の稼働時までの取組み

- 他法令手続等の電子化の推進
- 民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携(海上運送状、保険料明細書等)
- 通関手続に係る電子手続の原則化

(参考) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 抜粋

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

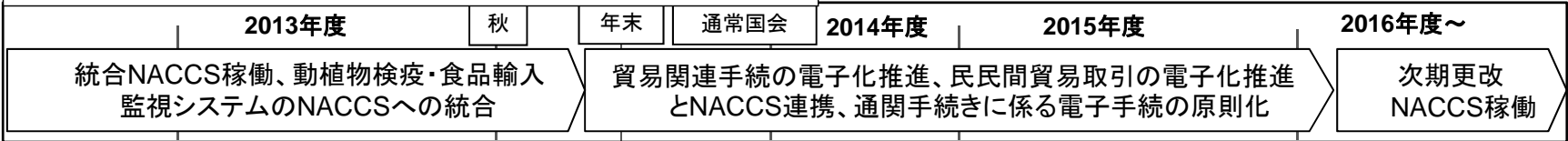
二. 戦略市場創造プラン

テーマ3: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 ②ヒトやモノが安全・快適に移動することができる社会

○物流システムの高度化

アジア諸国において、我が国の総合的物流情報プラットフォームシステムであるNACCSの導入を目指す。国内においては、本年10月までにまずは各種電子手続をNACCSに統合する等、貿易関連手続等の迅速化、ペーパーレス化を促進する。

### 中短期工程表 「安全・便利で経済的な次世代インフラの構築」



# 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の実施状況について①

## ○ 通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要

### 1. 制度の概要

電子化・ペーパーレス化の推進及びリードタイム短縮・コスト削減の観点から、平成25年10月13日より、通関関係書類をNACCSによりPDF等の電磁的記録で提出することが可能。

- (注1) 原本性の確認が必要な書類（原産地証明書、他法令に基づく許可・承認書）及び通関数量等の裏落としを必要とする書類（E/L、I/L、関税割当証明書等）については、電磁的記録により提出された書類により審査を行ったうえで、書面（紙）による確認が不要と判断した場合には許可をする。（この場合、後日、原本を提出・提示）
- (注2) PDF形式、Word形式、Excel形式、TIFF形式及びJPEG形式等のファイルによる提出が可能。
- (注3) 関税等の額が高額であること等により通関関係書類を会計検査院に提出する必要があるものについても、電磁的記録による提出を認めることとするが、輸入の許可の日から3日以内に会計検査院提出用の書類（1通）を書面（紙）により提出すること。

### 2. NACCSの概要

通関関係書類をPDF等の電磁的記録により税関へ提出する場合は、輸入（輸出）申告（IDC（EDC））等を行った後に、申告添付登録業務（MSX（新規業務））により実施。



〈画面イメージ〉

| 添付ファイル      |       |    |
|-------------|-------|----|
| ファイル名       | サイズ   | 区分 |
| 10_test.doc | 200KB | IV |
| 11_test.doc | 221KB | OT |

申告等番号 10805342860  
申告種別 IDC  
登録識別  
通信欄 2ファイル添付いたします。  
●●会社 税関太郎 03-0000-0000

共通部の添付ファイル領域の「区分」において、書類区分を選択  
※(例)書類区分:  
IV:インボイス  
OT:その他の書類

画面共通部 画面業務固有部分 (テンプレート)

## 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の実施状況について②

### 3. 通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の状況

|        |    | 10月<br>(10/13~31) | 11月  | 12月  | 14年1月 |
|--------|----|-------------------|------|------|-------|
| 海上・航空別 | 海上 | 約28%              | 約35% | 約40% | 約42%  |
|        | 航空 | 約3%               | 約4%  | 約5%  | 約6%   |
| 輸出・輸入別 | 輸出 | 約25%              | 約30% | 約33% | 約38%  |
|        | 輸入 | 約7%               | 約9%  | 約10% | 約13%  |

(注) マニフェストによる輸出入申告を含む。

- 航空貨物の大部分を占める小口急送貨物を取扱う通関業者については、順次、自社システムを改変してMSX業務に対応していく予定であり、利用率は高まっていくものと見込まれる。
- 輸出申告に係る書類は、輸入申告に係る書類に比べて、枚数が少ないことから、容量制限等の関係から、PDF等の電磁的記録による提出に適しており、利用率が高くなっているものと考えられる。

### 4. 今後の予定

- 本年1~2月に通関業者に対し、今後の利用見込みや改善点等についてアンケート調査を実施。
- アンケート調査の結果等を踏まえたうえで必要な見直しを検討し、更なる利用率向上に努めていく。



# 今後の通関手続のあり方の検討

## 通関手続を取り巻く環境の変化

- ◆ 貿易量の増加  
輸出申告:平成13年 1,000万件 ⇒ 平成24年 1,400万件 (1.4倍)  
輸入申告:平成13年 1,300万件 ⇒ 平成24年 2,300万件 (1.8倍)
- ◆ 通関手続の電子化  
NACCSの利用率 約98%
- ◆ 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化
  - ・ 区分1の通関関係書類提出省略(平成24年7月実施)
  - ・ 通関関係書類の電磁的記録による提出(平成25年10月実施)

## 通関手続の変遷

- ◆ AEO制度の利用向上(平成18年～)  
AEO制度の対象となる事業者数 522者(平成26年3月1日時点)
- ◆ 申告官署の選択制導入(平成22年～)  
AEO通関業者について、同一港湾内における申告官署を自由化
- ◆ 保税搬入原則の見直し(平成23年～)  
保税地域等への貨物搬入前の輸出申告を可能化
- ◆ 24時間開庁官署の拡大(順次)  
主要空港における税関官署の24時間開庁を拡大

## 今後の通関手続のあり方(基本方針)

- ◆ 日本の国際競争力を高めるため、更なる貿易円滑化を図る必要
- ◆ 貿易量の増加に対応するため、通関手続の更なる効率化・迅速化を図る必要
- ◆ 通関手続の電子化及び通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進

◇「規制改革実施計画」(平成25年6月14日 閣議決定)において、輸出通関申告官署の自由化の検討を決定

## 通関手続の見直しに向けた検討

- 通関手続の電子化を踏まえ、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を前提として、輸出入申告官署のあり方について検討

## 輸出入申告官署のあり方 ①

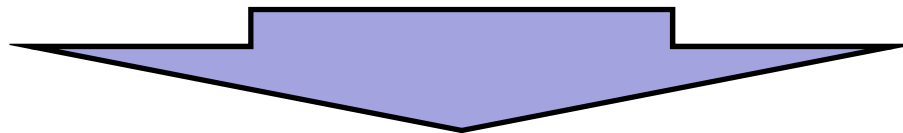
### (1) 経緯及び検討の方向性

◆ 平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」に「輸出通関申告官署の自由化」が盛り込まれ、「平成25年度検討・結論」とされている。

【参考】「規制改革実施計画」(平成25年6月14日 閣議決定)[抜粋]

| 事項名          | 規制改革の内容  | 実施時期                      | 所管省庁 |
|--------------|--|---------------------------|------|
| 輸出通関申告官署の自由化 | 通関手続におけるIT利用推進に係る工程表を作成し、広く関係先の意見を聞きながら、通関手続のペーパーレス化を実現するとともに、平成29年度のNACCS更改時には、少なくとも特定輸出申告について、船積地にかかわらず一元的にNACCSに申告することによって輸出通関が完了するよう検討を行い、結論を得る。 | 平成25年度検討・結論(平成29年度まで順次実施) | 財務省  |

◇ 「規制改革実施計画」は「輸出通関申告官署の自由化」とされているが、平成24年11月15日に開催された規制・制度改革委員会経済活性化ワーキンググループのヒアリングにおいて要望元が使用した資料では、『輸出入申告は、原則として貨物の保税地域等の所在地を所轄する税関官署に申告することになっているが、これを廃し、どこからでも、どこへでも申告を可能とすることにより、手続の効率化を更に進めて頂きたい。少なくとも特定輸出者(輸出者AEO)については申告先官署を自由化すべき。』とされている。



◆ 上記の要望を踏まえたうえで、貿易円滑化及び通関手続の迅速化・効率化を図る観点から、**輸出通関に限定することなく輸入通関も含めて申告官署の検討行うこととする。**

## 輸出入申告官署のあり方 ②

### (2) 申告官署の現状

- ◆ 輸出入申告は、輸出入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に対してしなければならないこととされている(関税法第67条の2第1項)。
- ◆ 特定輸出者(AEO輸出者)、特定委託輸出者(貨物を輸出しようとする者であって当該貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者(AEO通関業者)に委託した者)及び特定製造貨物輸出者(認定製造者(AEO製造者)が製造した貨物を当該AEO製造者から取得して輸出しようとする者)は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港等の所在地を所轄する税関長に対してすることができることとされている(法第67条の3第1項)

### (3) 通関業者の営業区域制限

- ◆ 輸出入申告の98%超は通関業者が輸出入者を代理して行っているが、通関業者は、原則として、通関業の許可に係る税関の管轄区域内においてのみ通関業務を営むことができることとされている(通関業法第9条)。

### (4) 申告官署の選択制

- ◆ AEO通関業者が輸出入者を代理して行う輸出入申告については、税関長が指定する近隣官署の中からあらかじめAEO通関業者が選択する官署にこれを行うことを可能とする「申告官署の選択制」を一部税関において実施している。

(参考)「申告官署の選択制」の対象官署

- ・東京税関:【航空貨物】本関・成田航空貨物出張所・東京航空貨物出張所・羽田税関支署、【海上貨物】本関・大井出張所・芝浦出張所
- ・横浜税関:本関・鶴見出張所・大黒埠頭出張所・山下埠頭出張所・本牧埠頭出張所
- ・神戸税関:本関・六甲アイランド出張所・摩耶埠頭出張所・ポートアイランド出張所
- ・大阪税関:本関・桜島出張所・南港出張所・大手前出張所
- ・名古屋税関:本関・稲永出張所・南部出張所・西部出張所
- ・門司税関:本関・田野浦出張所

## 輸出入申告官署のあり方 ③

### (5) 申告官署の自由化として想定されるパターン

◆ 輸出入申告官署の現状等からすれば、法第67条の2第1項又は第67条の3第1項の規定により「どこへでも申告を行うこと」が、また、通関業法第9条の規定により「どこからでも申告を行うこと」が制限されている。

◆ したがって、申告官署の自由化については、

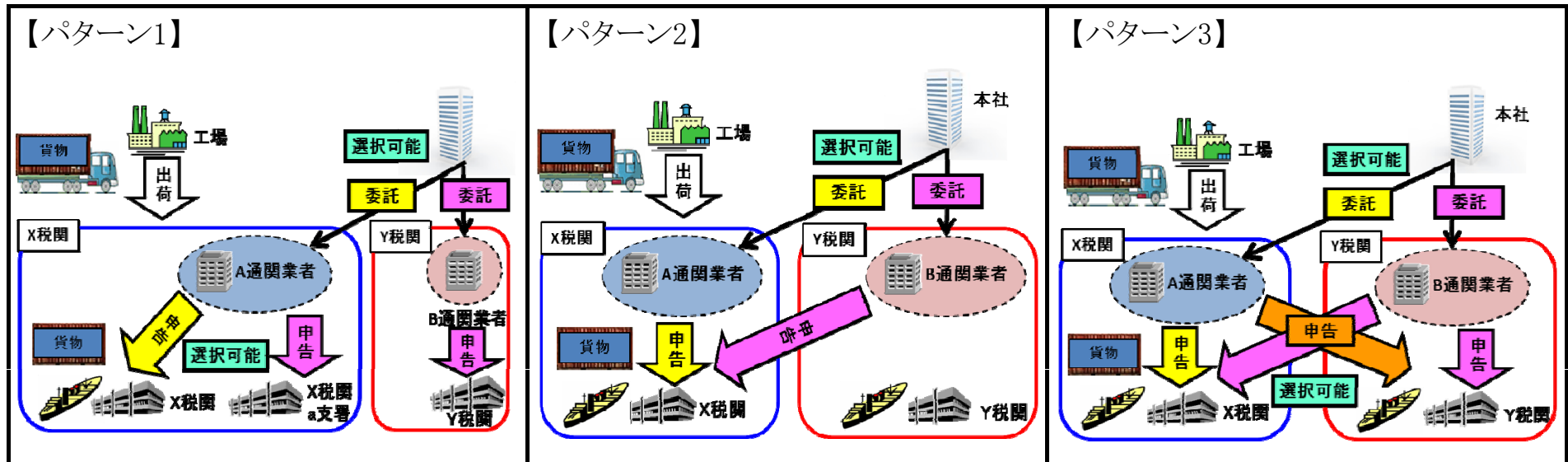
① 法第67条の2第1項又は第67条の3第1項の規定に基づく申告官署の制限を緩和すること【パターン1】

② 通関業法第9条の規定に基づくいわゆる「通関業者の営業区域制限」を緩和すること【パターン2】

③ 申告官署の制限及び通関業者の営業区域制限を緩和すること(上記①+②)【パターン3】

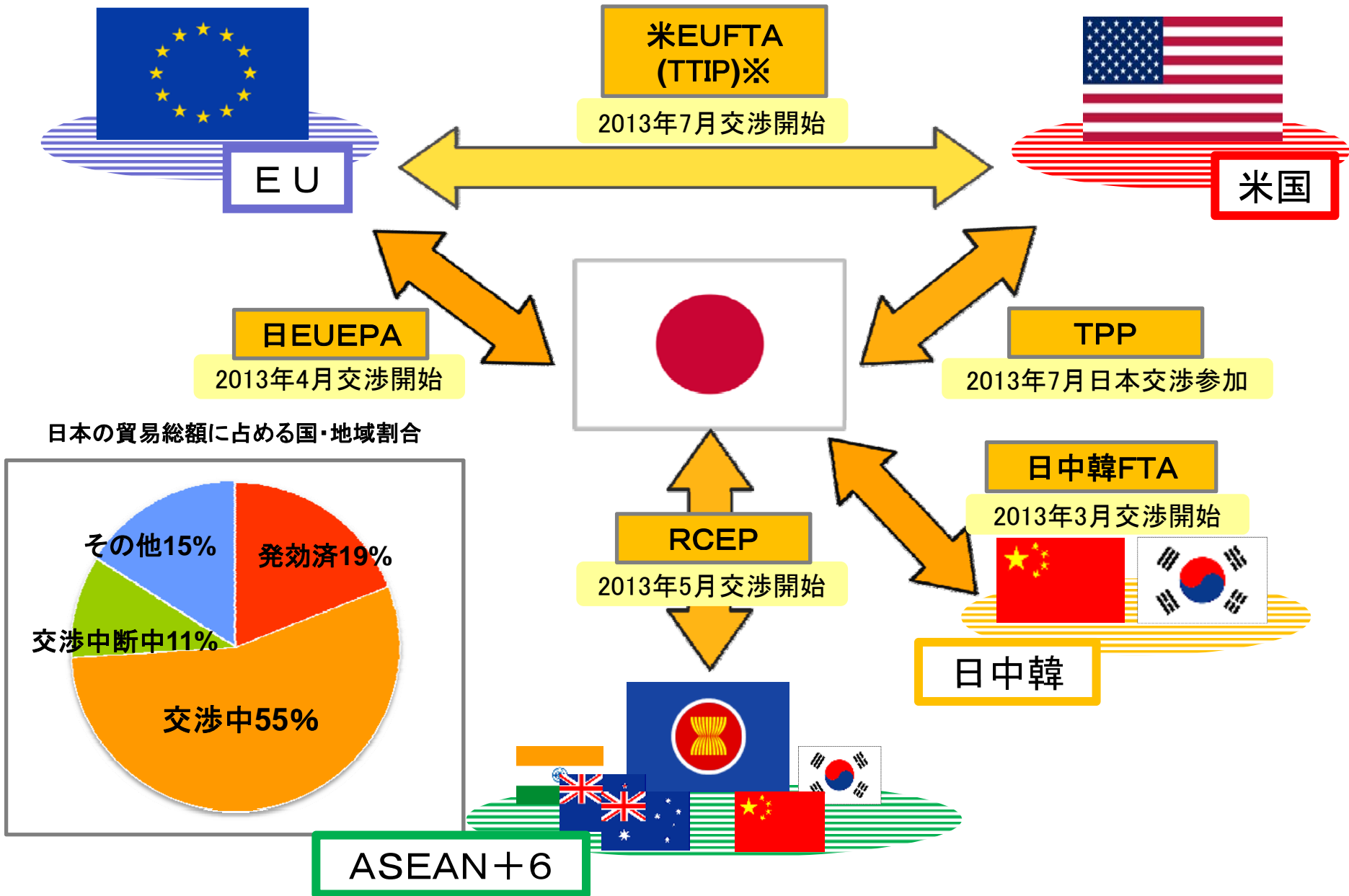
の3つのパターンが考えられることとなり、「申告官署の制限を緩和すること」及び「通関業の営業区域制限を緩和すること」の是非について検討する必要がある。

【参考】 申告官署の自由化として想定されるパターン



### 3. EPAの進展と輸出者支援

# 経済連携協定(EPA)交渉の現状



※環大西洋貿易投資パートナーシップ(Transatlantic Trade and Investment Partnership)

## EPA利用の実態

- 輸出において、中小企業のEPA利用割合が低い。
- 中小企業がFTAを利用しない理由としては、EPAの制度や手続きを知らないことが最大の要因。

### ＜EPAを利用している企業の割合＞

※我が国のEPA対象国の一カ国以上と輸出又は輸入を行っている企業の中で、一つ以上のEPAを利用している企業の割合。

|      | 輸出    | 輸入    |
|------|-------|-------|
| 大企業  | 41.8% | 39.1% |
| 中小企業 | 24.1% | 34.7% |

(出典)JETRO世界貿易投資報告(2012年版)より作成

### ＜EPAを利用していない理由(中小企業)＞

| 項目  | 割合    |
|---|-------|
| <b>EPAの制度や手続きを知らない</b>  | 29.9% |
| 輸出先の一般関税率が無税  | 17.7% |
| 輸出先の一般関税率とEPA税率の差が少ない   | 16.3% |
| 輸出加工区や各種保税地域などEPA以外の制度により輸入時の関税が免税されている   | 10.8% |
| EPAの原産地基準を満たさないためEPA税率を適用できない   | 8.2%  |
| その他(第三者を通じた間接輸出である、輸入者からの要請がない、輸出額が少ない、 <b>原産地証明書取得手続きが煩雑・高コスト</b> 、輸出品目がEPA対象外、三国間取引のため) | 19.1% |

(出典)JETRO世界貿易投資報告(2012年版)より作成

## 税関による輸出者へのEPA利用支援

- 相手国でEPA税率を適用するには、製品がEPA原産品であることを証明する  
原産地証明書の発給申請及び取得が必要（我が国における発給当局は日本商工会議所）
- EPAの原産品か否かの判断には、原産地規則や関税分類の理解が必要

### 各税関におけるEPA利用セミナーの開催

（各地の商工会議所や財務局と連携）

### 各税関における輸出の個別相談

（原産地規則、原材料の関税分類（HS番号））

### 原産地証明書取得

（日本商工会議所）

### 輸出

（相手国の輸入時に、原産地証明書に基づきEPA税率を適用）



# 日本企業のグローバル・サプライチェーン展開と税関の国際的支援

目的： 財務省(関税局・税関)が保有するツールをより有効に活用することで、我が国の貿易手続の円滑化だけに留まらない、外国間の貿易も含めた、日本企業の国際的な活動の支援を行う。

背景

グローバル化による国際競争・コスト競争の激化

経済連携協定の増加

企業取引形態の多様化  
(外国間のビジネス拡大)

企業毎のニーズに合わせた、助言・支援の必要性

連携強化スキーム

財務省(関税局・税関)

- 原産地規則
- 関税分類
- 関税評価
- 知的財産
- 通関手続

企業毎の  
支援ニーズ把握

国内の経済団体等への講演  
国内の個別企業へのヒヤリング  
JETROの海外事務所やJICAの  
長期専門家との連携

産業界  
(輸出入関連企業)

効果

中長期的・戦略的な  
関税政策・税関行政  
への反映

国際交渉等を通じ  
た貿易相手国への  
働きかけ

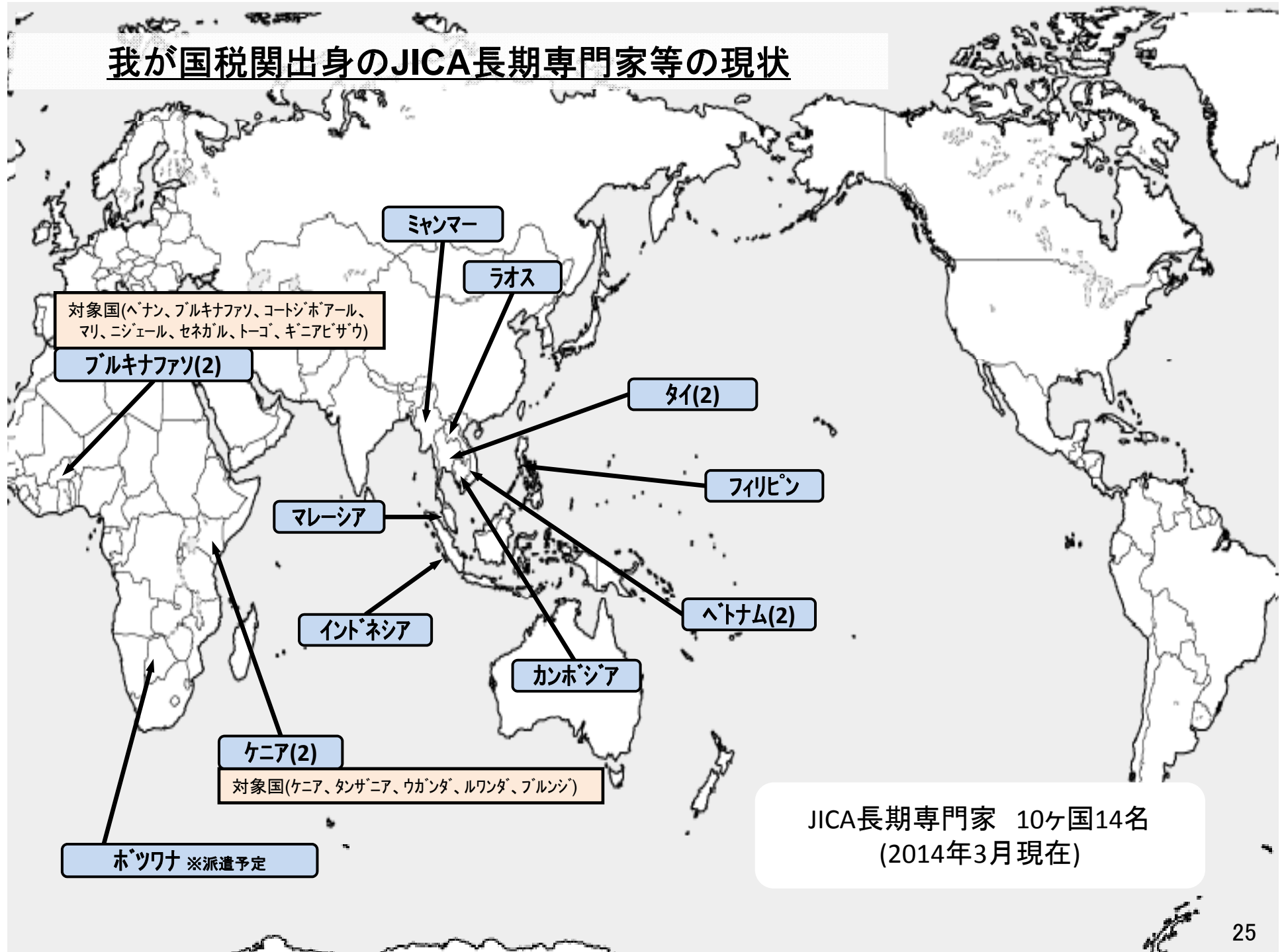
税関技術協  
力案件への  
反映

EPA利用  
の促進

コスト削減・  
迅速通関

企業戦略  
への活用

# 我が国税関出身のJICA長期専門家等の現状



JICA長期専門家 10ヶ国14名  
(2014年3月現在)